

## 生駒市小中一貫教育懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市における小中一貫教育について検討を行い、教育環境の整備充実を図ることを目的として、生駒市小中一貫教育懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒北地区における教育施設整備構想（高山スーパースクールゾーン構想）のうち小中一貫教育推進校に関すること。
- (2) 小中一貫教育推進における諸課題と解決方策に関すること。
- (3) その他生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 生駒市立生駒北小学校及び生駒北中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 自治会代表
- (4) 小中学校長代表
- (5) 教職員代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、平成26年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育指導課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月16日から施行する。